

マイナンバーカードと健康保険証の一体化について 「健康保険証発行終了に伴う今後の対応」

健康保険法の改正により、本日（12月2日）より健康保険証の発行（再交付含む）を終了しました。今後、医療機関等を受診する際には「マイナ保険証」を利用しての受診が基本となります。お手持ちの健康保険証は、経過措置として2025年12月1日までは使用可能です。早めに「マイナ保険証」への切り替えをお願いします。

■「マイナ保険証」の登録方法や今後の取扱い

「マイナ保険証」とは、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードです。カードを取得されていない方は、まずはマイナンバーカードの申請が必要です。

下記 URL 健保ホームページ「**解説シート**」をご覧ください。

「資格確認等の交付・再交付を申請するとき」

<https://www.daifuku-kenpo.or.jp/consultation/lose.php>

ダイフク健康保険組合

資格確認書等の交付・再交付を申請するとき

①クリック

②内容が表示されます

- ・マイナンバーカードの健康保険証利用（登録方法）
- ・医療機関での受診方法
- ・マイナカードの健康保険証情報を確認するには
- ・資格確認書・資格情報のお知らせについて など

■「マイナ保険証」に向けた流れ(予定)

		12/2 健康保険証の新規交付終了	12/1 健康保険証の経過措置終了				
		2024年 12月2日～	2025年 1～3月	4～6月	7～9月	2025年 10～12月	2026年 1～3月
健康保険証	12/1以前の加入者	交付済み健康保険証は、2025年12月1日まで使用可能 (経過措置終了より前に有効期限の印字があるものは、その有効期限まで)					
資格確認書	12/1以前の加入者	一斉交付					交付申請 職権交付
	12/2以降の加入者	届出時「資格確認書」に交付希望欄を設け、希望に対して新規加入時に交付。または職権交付					

◇参考：人事総務部 SharePoint【人事総務 FAQ:マイナ保険証】でも取扱いの案内をしています。